

[事案 2024-338] 損害賠償請求

・令和7年11月28日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明義務違反を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年12月に契約した通貨選択型個人年金保険について、令和6年12月に年金開始となったが、以下の理由により、一時払保険料と受取額との差額および運用益の半額を支払ってほしい。

- (1)募集時に募集人から、年金受取時等には、ドル建での差益に課税されると説明され、所得税額は1万9000円程度であると説明されたが、実際には円換算した差益に課税されるため、課税額が運用益を上回り、受取額は一時払保険料を下回った。また、社会保険料の負担も含めると、年間60万円程度の負担が増えることになった。
- (2)一時払保険料は、もともとドル資産として保有していたもので、今後もドルで保有し続ける予定のものであり、募集時に上記の点について説明されていれば、本契約に加入しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集時に募集人は、5年満期時に年金を一括受取する場合には源泉分離課税となることなどは説明したが、具体的な税額については、契約者の所得等によって変わるものであり説明していない。
- (2)税務リスクについては、注意喚起情報に概要が記載されており、個別の取扱いについては税務署・税理士にご確認くださいとの旨も記載されている。
- (3)募集人は、募集時に申立人から、ユーロの外貨預金を米ドルに替えて運用したいと聞いており、また、受取時の為替が申込時よりも円安になれば円で、円高になれば米ドルのままを受け取りたいと聞いていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。